

愛知教育大学保有個人情報開示等取扱要項

〔 2005年 4月22日 〕
要 項 第 5 号

(趣旨)

第1条 この要項は、愛知教育大学（この法人が設置する愛知教育大学を含む。以下「法人」という。）における保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の実施に関し、本人確認書類等の種類、電磁的記録の開示の方法、開示請求に係る手数料及び様式等の必要な事項を定めるものとする。

(個人情報保護窓口)

第2条 法人の保有する個人情報の取扱い等に係る相談又は苦情及び開示請求、訂正請求又は利用停止請求の手続き等に関する質問に対応するため、個人情報保護窓口を設置し、情報公開室において担当する。

(開示決定等・訂正決定等・利用停止決定等)

第3条 法人は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「法」という。）第18条の規定に基づく開示又は不開示の決定（以下「開示決定等」という。）、法第30条の規定に基づく訂正をする旨又は訂正をしない旨の決定（以下「訂正決定等」という。）及び法第39条の規定に基づく利用停止をする旨又は利用停止をしない旨の決定（以下「利用停止決定等」という。）を行うに当たって、当該保有個人情報を管理する保護管理者の意見を求めるとともに、必要に応じて愛知教育大学情報公開委員会（以下「委員会」という。）に意見を求めるものとする。

2 法人は、開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等の結果を委員会に報告するものとする。

(本人確認書類等)

第4条 開示請求、訂正請求又は利用停止請求において必要となる本人確認書類は、次に掲げる書類のいずれかとする。

(1) 開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書に記載されている請求者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、外国人登録証明書、住民基本台帳カード、国民健康保険、船員保険若しくは介護保険の被保険者証、共済組合員証、恩給証書、児童扶養手当証書、母子健康手帳、身体障害者手帳、精神障害者保険福祉手帳、小型船舶操縦免許証、猟銃・空気銃所持免許証又は宅地建物取引主任者証等

(2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示又は提出できない場合にあっては、船員手帳、海技免許、無線従事者免許証、電気工事士免状、外国政府が発行する外国旅券、前号に規定する書類が更新中の場合に交付される仮証明書若しくは引換証類、療育手帳又は敬老手帳等

2 送付により開示請求、訂正請求又は利用停止請求をする場合において必要となる本人確認書類は、前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの及び請求者の住民票の写し又は外国人登録原票の写し（請求をする日前30日以内に作成されたも

のに限る。)とする。

- 3 法定代理人が開示請求、訂正請求又は利用停止請求をする場合において必要となる書類は、前2項に掲げる本人確認書類に加え、戸籍謄本、戸籍抄本、家庭裁判所の証明書（家事審判規則第12条第2項）又は登記事項証明書（後見登記等に関する法律第10条）（いずれも請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。）等とする。

（文書又は図面の開示方法）

第5条 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第549号）第5条第2項の規定により法人が定める文書又は図画に記録されている保有個人情報の開示の実施の方法は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該文書又は図画（法第24条第1項ただし書の規定が適用される場合にあっては、次号又は第3号に規定するもの）の閲覧
- (2) 当該文書又は図画を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものの交付（次号に掲げる方法に該当するものを除く。）。ただし、これにより難しい場合にあっては、当該文書若しくは図画を複写機によりA1判若しくはA2判の用紙に複写したものの交付（次号に掲げる方法に該当するものを除く。）又は当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付
- (3) 当該文書又は図画を複写機により用紙にカラーで複写したものの交付

- 2 前項に掲げる方法により開示を行うことができない場合には、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成14年政令第199号）第4条第2項に基づく文書又は図画の開示の実施の方法として法人が定める開示の実施の方法に準じた方法により開示を行う。

（電磁的記録の開示方法）

第5条の2 法第24条第1項の規定により法人が定める電磁的記録についての開示の方法は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの写しの閲覧又は当該電磁的記録を専用プログラムにより用紙に出力したものの閲覧
- (2) 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの写しの交付又は当該電磁的記録を専用プログラムにより用紙に出力したものの交付

（手数料）

第6条 開示請求に係る手数料（以下「手数料」という。）は、現金納付又は口座振込みによりこれを徴収する。

- 2 法第26条第2項の規定により法人が定める手数料の額は、開示請求に係る保有個人情報が記録されている法人文書1件につき300円とする。

- 3 開示請求者が次の各号のいずれかに該当する複数の法人文書に記録されている保有個人情報の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、前項の規定の適用については、当該複数の法人文書を1件の法人文書とみなす。

- (1) 一の法人文書ファイル（国立大学法人愛知教育大学法人文書管理規則（2011年規程第21号）第2条第2項に規定するものをいう。）にまとめられた複数の法人文書
- (2) 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の法人文書

4 第2項に定める額が過納であるときは、開示請求者から提出された還付請求により過納分の額を返還する。

5 正当な手続により納付された手数料については、前項に規定する場合を除き、開示請求受付後に請求の取り下げがあった場合においても返還しないものとする。

(送付に要する費用等)

第7条 写しの送付の方法により保有個人情報の開示の実施を行うときは、送付に要する費用を郵便切手により徴収する。

2 送付に要する費用より多い額の郵便切手が送付されたときは、送付に要する費用の額を満たす郵便切手を分離して使用し、残りの郵便切手は返却するものとする。ただし、分離することができない場合にあっては、送付された郵便切手をそのまま使用し、返却はしないものとする。

(開示請求書の様式)

第8条 法第13条第1項に規定する書面の様式は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。ただし、当該様式によらない書面であっても、同項に規定する必要的記載事項が記載されているときは、有効なもののみとする。

(1) 開示請求者が本人のとき 別紙様式第1-1号

(2) 開示請求者が法定代理人のとき 別紙様式第1-2号

(他の独立行政法人等又は行政機関の長への開示請求事案移送書の様式)

第9条 法第21条第1項に該当し、他の独立行政法人等へ開示請求の事案を移送するとき又は法第22条第1項に該当し、行政機関の長へ開示請求の事案を移送するときに用いる様式は、別紙様式第2-1号のとおりとする。

(開示請求者への開示請求事案移送通知書の様式)

第10条 法第21条第1項に規定する書面の様式及び法第22条第1項に規定する書面の様式は、別紙様式第2-2号のとおりとする。

(第三者意見照会書の様式)

第11条 法第23条第1項の規定により当該第三者に通知するときに用いる様式は、別紙様式第3-1号のとおりとする。

2 法第23条第2項に規定する書面の様式は、別紙様式第3-2号のとおりとする。

(第三者開示決定等意見書の様式)

第12条 法第23条第1項又は同条第2項の規定により当該第三者から提出される意見書の様式は、別紙様式第3-3号のとおりとする。ただし、当該様式によらない書面であっても、意見を徴収するに当たり必要的記載事項が記載されているときは、有効なもののみとする。

(開示決定等期限延長通知書の様式)

第13条 法第19条第2項に規定する書面の様式は、別紙様式第4-1号のとおりとする。

(開示決定等期限特例延長通知書の様式)

第14条 法第20条に規定する書面の様式は、別紙様式第4-2号のとおりとする。

(開示決定通知書の様式)

第15条 法第18条第1項に規定する書面の様式は、別紙様式第5-1号のとおりとする。

る。

(開示の実施方法等申出書の様式)

第 16 条 法第 24 条第 3 項の規定により開示請求者から提出される開示の実施方法等の申出の様式は、別紙様式第 5 - 2 号のとおりとする。ただし、当該様式によらない書面であっても、求める開示の実施方法等について必要的記載事項が記載されているときは、有効なものとみなす。

(開示決定通知を行った旨の反対意見提出者への通知書の様式)

第 17 条 法第 23 条第 3 項に規定する書面の様式は、別紙様式第 5 - 3 号のとおりとする。

(不開示決定通知書の様式)

第 18 条 法第 18 条第 2 項に規定する書面の様式は、別紙様式第 5 - 4 号のとおりとする。

(訂正請求書の様式)

第 19 条 法第 28 条第 1 項に規定する書面の様式は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。ただし、当該様式によらない書面であっても、同項に規定する必要的記載事項が記載されているときは、有効な訂正請求書とする。

(1) 訂正請求者が本人のとき 別紙様式第 6 - 1 号

(2) 訂正請求者が法定代理人のとき 別紙様式第 6 - 2 号

(他の独立行政法人等又は行政機関の長への訂正請求事案移送書の様式)

第 20 条 法第 33 条第 1 項に該当し、他の独立行政法人等へ訂正請求の事案を移送するとき又は法第 34 条第 1 項に該当し、行政機関の長へ訂正請求の事案を移送するときに用いる書面の様式は、別紙様式第 7 - 1 号のとおりとする。

(訂正請求者への訂正請求事案移送通知書の様式)

第 21 条 法第 33 条第 1 項に規定する書面の様式及び法第 34 条第 1 項に規定する書面の様式は、別紙様式第 7 - 2 号のとおりとする。

(訂正決定等期限延長通知書の様式)

第 22 条 法第 31 条第 2 項に規定する書面の様式は、別紙様式第 8 - 1 号のとおりとする。

(訂正決定等期限特例延長通知書の様式)

第 23 条 法第 32 条に規定する書面の様式は、別紙様式第 8 - 2 号のとおりとする。

(訂正決定通知書の様式)

第 24 条 法第 30 条第 1 項に規定する書面の様式は、別紙様式第 9 - 1 号のとおりとする。

(保有個人情報提供先への訂正決定通知書の様式)

第 25 条 法第 35 条に規定する書面の様式は、別紙様式第 9 - 2 号のとおりとする。

(訂正をしない旨の決定通知書の様式)

第 26 条 法第 30 条第 2 項に規定する書面の様式は、別紙様式第 9 - 3 号のとおりとする。

(利用停止請求書の様式)

第 27 条 法第 37 条第 1 項に規定する書面の様式は、次の各号に掲げる区分に従い、そ

れぞれ当該各号に定めるとおりとする。ただし、当該様式によらない書面であっても、同項に規定する必要的記載事項が記載されているときは、有効な利用停止請求書とする。

(1) 利用停止請求者が本人のとき 別紙様式第10-1号

(2) 利用停止請求者が法定代理人のとき 別紙様式第10-2号

(利用停止決定等期限延長通知書の様式)

第28条 法第40条第2項に規定する書面の様式は、別紙様式第11-1号のとおりとする。

(利用停止決定等期限特例延長通知書の様式)

第29条 法第41条に規定する書面の様式は、別紙様式第11-2号のとおりとする。

(利用停止決定通知書の様式)

第30条 法第39条第1項に規定する書面の様式は、別紙様式第12-1号のとおりとする。

(利用停止をしない旨の決定通知書の様式)

第31条 法第39条第2項に規定する書面の様式は、別紙様式第12-2号のとおりとする。

(諮問書の様式)

第32条 法第42条第2項の規定により情報公開・個人情報保護審査会に諮問するときには、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める様式により行うものとする。

(1) 開示決定等について異議申立てがあったとき 別紙様式第13-1号

(2) 訂正決定等について異議申立てがあったとき 別紙様式第13-2号

(3) 利用停止決定等について異議申立てがあったとき 別紙様式第13-3号

(諮問をした旨の通知書の様式)

第33条 法第43条に規定する諮問をした旨の通知は、別紙様式第13-4号により行うものとする。

(雑則)

第34条 この要項に定めるもののほか、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の実施に関して必要な事項は、法人が別に定める。

附 則

この要項は、2005年4月22日から施行し、2005年4月1日から適用する。

附 則 (2006年要項第5号)

この要項は、2006年4月1日から施行する。

附 則 (2011年要項第11号)

この要項は、2011年6月8日から施行し、2011年4月1日から適用する。

保有個人情報開示請求書

平成 年 月 日

国立大学法人 愛知教育大学 殿

〒

請求者 住 所

フリガナ

氏 名

連絡先 TEL () -

独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律（平成15年法律第59号）第13条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

1 開示請求に係る保有個人情報の名称等 (個人情報ファイル、法人文書の名称等)	
2 請求する保有個人情報の自己の氏名 (請求者氏名と異なる場合のみ記載)	フリガナ 氏 名
3 求める開示の実施方法等（記載任意） (該当する□にレ印を付してください。)	<input type="checkbox"/> 大学において開示の実施を希望 <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> その他 () 第1希望日 平成 年 月 日 () 時 第2希望日 平成 年 月 日 () 時 第3希望日 平成 年 月 日 () 時 <input type="checkbox"/> 郵送による写しの送付を希望
4 開示請求手数料	1件 300円 (現金又は口座振込により納付してください。)

※ 担当者記入欄（以下は記入不要）

担当窓口受理日	平成 年 月 日 ()	整理番号	—
請求手数料納付日	平成 年 月 日 ()	補正に要した日数	日間
開示決定期限	平成 年 月 日 ()	事案の移送	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 有り
開示等決定日	平成 年 月 日 ()	第三者への意見書提出	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 有り

愛教大総第 号
平成 年 月 日

（他の独立行政法人等又は行政機関の長） 殿

国立大学法人 愛知教育大学 印

保有個人情報の開示請求に係る事案の移送について

平成 年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案について、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第21条（又は第22条）第1項の規定により、下記のとおり移送します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求者氏名等	氏名： 住所又は居所： 連絡先： （法定代理人による開示請求の場合 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 本人の氏名 本人の住所又は居所 ）
添付資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・開示請求書 ・移送前に行った行為の概要記録 ・ ・
備考	（複数の他の独立行政法人等、行政機関の長に移送する場合には、その旨）

＜本件連絡先：個人情報保護窓口＞

愛知教育大学情報公開担当

〒448-8542 愛知県刈谷市井ヶ谷町広沢1

電話：0566-26-2189

FAX：0566-26-2110

愛教大総第 号
平成 年 月 日

（開示請求者） 殿

国立大学法人 愛知教育大学 印

保有個人情報開示請求に係る事案の移送について（通知）

平成 年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第21条（又は第22条）第1項の規定により、下記のとおり移送したので通知します。

なお、保有個人情報の開示決定等は、下記の移送先の機関において行われます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	平成 年 月 日
移送の理由	
移送先の機関	<p>（独立行政法人等又は行政機関の長）</p> <p>（連絡先） 部局課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：</p>

＜本件連絡先：個人情報保護窓口＞

愛知教育大学情報公開担当

〒448-8542 愛知県刈谷市井ヶ谷町広沢1

電 話：0566-26-2189

F A X：0566-26-2110

愛教大総第 号
平成 年 月 日

(第三者利害関係人) 殿

国立大学法人 愛知教育大学 印

保有個人情報の開示請求に関する意見について(照会)

(あなた、貴社等)に関する情報が含まれている保有個人情報について、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第13条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定を行う際の参考とするため、同法第23条第1項の規定に基づき、ご意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	平成 年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に含まれている(あなた、貴社等)に関する情報の内容	
意見書の提出先	〒448-8542 愛知県刈谷市井ヶ谷町広沢1 愛知教育大学情報公開担当 電 話:0566-26-2189 F A X:0566-26-2110
意見書の提出期限	平成 年 月 日

<本件連絡先:個人情報保護窓口>

愛知教育大学情報公開担当

〒448-8542 愛知県刈谷市井ヶ谷町広沢1

電 話:0566-26-2189

F A X:0566-26-2110

愛教大総第 号
平成 年 月 日

(第三者利害関係人) 殿

国立大学法人 愛知教育大学 印

保有個人情報の開示請求に関する意見について(照会)

(あなた、貴社等)に関する情報が含まれている保有個人情報について、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第13条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定を行いたいと考えております。

つきましては、同法第23条第2項の規定に基づき、ご意見をお伺いしたいと思いますので、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	平成 年 月 日
法第23条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及びその理由	適用区分 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 適用理由
開示請求に係る保有個人情報に含まれている(あなた、貴社等)に関する情報の内容	
意見書の提出先	〒448-8542 愛知県刈谷市井ヶ谷町広沢1 愛知教育大学情報公開担当 電 話:0566-26-2189 F A X:0566-26-2110
意見書の提出期限	平成 年 月 日

＜本件連絡先：個人情報保護窓口＞

愛知教育大学情報公開担当

〒448-8542 愛知県刈谷市井ヶ谷町広沢1

電 話:0566-26-2189

F A X:0566-26-2110

保有個人情報の開示決定等に関する意見書

平成 年 月 日

国立大学法人 愛知教育大学 殿

(ふりがな)

氏名又は名称

(法人その他の団体にあつては、その団体の代表者名)

住所又は居所

(法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地)

平成 年 月 日付けで照会のあった保有個人情報の開示について、下記のとおり意見を提出します。

記

開示請求に係る保有個人情報 の名称等	
開示に関してのご意見	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障(不利益)がある部分 (2) 支障(不利益)の具体的理由
本意見書の内容の確認等 についての連絡先	電話 () — 電話 () — FAX () —

愛教大総第 号
平成 年 月 日

(開示請求者) 殿

国立大学法人 愛知教育大学 印

保有個人情報開示決定等の期限の延長について(通知)

平成 年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第19条第2項の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期限	平成 年 月 日
延長の理由	

<本件連絡先:個人情報保護窓口>

愛知教育大学情報公開担当

〒448-8542 愛知県刈谷市井ヶ谷町広沢1

電話:0566-26-2189

FAX:0566-26-2110

愛教大総第 号
平成 年 月 日

(開示請求者) 殿

国立大学法人 愛知教育大学 印

保有個人情報開示決定等の期限の特例規定の適用について(通知)

平成 年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第20条の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
法第20条の規定(開示決定等の期限の特例)を適用することとした理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	(平成 年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に掲載する期限までに開示決定する予定です。) 平成 年 月 日

＜本件連絡先：個人情報保護窓口＞

愛知教育大学情報公開担当

〒448-8542 愛知県刈谷市井ヶ谷町広沢1

電話:0566-26-2189

FAX:0566-26-2110

保有個人情報開示決定通知書

愛教大総第 号
平成 年 月 日

(開示請求者) 殿

国立大学法人 愛知教育大学 印

平成 年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報について、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第18条第1項の規定に基づき、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する保有個人情報	<input type="checkbox"/> 全部開示 <input type="checkbox"/> 部分開示
2 不開示とした部分とその理由(※)	
3 開示する保有個人情報の利用目的	
4 開示の実施方法等	
5 実施可能な開示方法及び 大学において開示を実施することができる日時、場所	大学での開示の実施方法 <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> その他() 期間: 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日(土・日、祝祭日を除く。) 時間: 9:00 ~ 17:00 場所: 国立大学法人 愛知教育大学 情報公開室(管理棟2階) 〒448-8542 愛知県刈谷市井ヶ谷町広沢1
	<input type="checkbox"/> 郵送による写しの送付 (準備日数 日, 郵送料 円)

(※) この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、国立大学法人愛知教育大学に対して異議申立てをすることができます。

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

平成 年 月 日

国立大学法人 愛知教育大学 殿

〒

請求者 住 所

フリガナ

氏 名

連絡先 TEL () -

独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律(平成15年法律第59号)第24条第3項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

記

1 保有個人情報開示決定通知書の番号等

文書番号: 愛教大総第 号

日付: 平成 年 月 日

2 求める開示の実施方法

開示請求に係る 保有個人情報の名称等	実施の方法 (□にレ印を付してください。)	
	<input type="checkbox"/> 閲覧	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 ()
	<input type="checkbox"/> 写しの交付	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 ()
	<input type="checkbox"/> 郵送による写しの送付	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 ()
	<input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 ()

3 開示の実施を希望する日(郵送による写しの送付により実施する場合は記入不要)

平成 年 月 日 午前・午後

4 「郵送による写しの送付」を希望する場合

同封する郵便切手等の額 _____ 円 (すでに提出済みの場合を除く)

<本件連絡先:個人情報保護窓口>

愛知教育大学情報公開担当

〒448-8542 愛知県刈谷市井ヶ谷町広沢1

電話:0566-26-2189

FAX:0566-26-2110

愛教大総第 号
平成 年 月 日

（反対意見書を提出した第三者） 殿

国立大学法人 愛知教育大学 印

反対意見書に係る保有個人情報の開示決定について（通知）

（あなた、貴社等）から平成 年 月 日付けで「保有個人情報の開示決定等に係る意見書」の提出がありました保有個人情報については、下記のとおり開示決定しましたので、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第23条第3項の規定により通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとした理由	
開示決定をした日	平成 年 月 日
開示を実施する日	平成 年 月 日

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、国立大学法人愛知教育大学に対して異議申立てをすることができます。

＜本件連絡先：個人情報保護窓口＞

愛知教育大学情報公開担当

〒448-8542 愛知県刈谷市井ヶ谷町広沢1

電 話:0566-26-2189

F A X :0566-26-2110

保有個人情報不開示決定通知書

愛教大総第 号
平成 年 月 日

(開示請求者) 殿

国立大学法人 愛知教育大学 印

平成 年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第18条第2項の規定により、下記のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示をしないこととした理由	

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、国立大学法人愛知教育大学に対して異議申立てをすることができます。

<本件連絡先:個人情報保護窓口>

愛知教育大学情報公開担当

〒448-8542 愛知県刈谷市井ヶ谷町広沢1

電話:0566-26-2189

FAX:0566-26-2110

保有個人情報訂正請求書

平成 年 月 日

国立大学法人 愛知教育大学 殿

〒

請求者 住 所

フリガナ

氏 名

連絡先 TEL () -

独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律(平成15年法律第59号)第28条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

記

1 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	平成 年 月 日
2 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等	<開示決定通知書:文書番号> 愛教大総第 号 <開示決定通知書:日付> 平成 年 月 日 <開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等>
3 訂正する保有個人情報の自己の氏名 (請求者氏名と異なる場合のみ記載)	フリガナ 氏 名
4 訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)

※ 担当者記入欄(以下は記入不要)

担当窓口受理日	平成 年 月 日 ()	整理番号	—
訂正決定期限	平成 年 月 日 ()	補正に要した日数	日間
訂正等決定日	平成 年 月 日 ()	事案の移送	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 有り

保有個人情報訂正請求書

平成 年 月 日

国立大学法人 愛知教育大学 殿

〒

請求者(法定代理人) 住 所

フリガナ

氏 名

連絡先 TEL () -

独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律(平成15年法律第59号)第28条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

記

1 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	平成 年 月 日
2 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等	＜開示決定通知書：文書番号＞ 愛教大総第 号 ＜開示決定通知書：日付＞ 平成 年 月 日 ＜開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等＞
3 訂正する保有個人情報の本人の状況等 (該当する口にレ印を付してください。)	<input type="checkbox"/> 未成年者 <input type="checkbox"/> 成年被後見人 フリガナ 氏 名 生年月日 年 月 日 住 所
4 訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)

※ 担当者記入欄(以下は記入不要)

担当窓口受理日	平成 年 月 日 ()	整理番号	—
訂正決定期限	平成 年 月 日 ()	補正に要した日数	日間
訂正等決定日	平成 年 月 日 ()	事案の移送	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 有り

愛教大総第 号
平成 年 月 日

（他の独立行政法人等又は行政機関の長） 殿

国立大学法人 愛知教育大学 印

保有個人情報の訂正請求に係る事案の移送について

平成 年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正請求に係る事案について、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第33条（又は第34条）第1項の規定により、下記のとおり移送します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者氏名等	氏名： 住所又は居所： 連絡先： （法定代理人による開示請求の場合 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 本人の氏名 本人の住所又は居所 ）
添付資料等	・訂正請求書 ・移送前に行った行為の概要記録 ・ ・
備考	（複数の他の独立行政法人等、行政機関の長に移送する場合には、その旨）

＜本件連絡先：個人情報保護窓口＞

愛知教育大学情報公開担当

〒448-8542 愛知県刈谷市井ヶ谷町広沢1

電話：0566-26-2189

FAX：0566-26-2110

愛教大総第 号
平成 年 月 日

(訂正請求者) 殿

国立大学法人 愛知教育大学 印

保有個人情報訂正請求に係る事案の移送について(通知)

平成 年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正請求に係る事案については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第33条(又は第34条)第1項の規定により、下記のとおり移送したので通知します。

なお、保有個人情報の訂正決定等は、下記の移送先の機関において行われます。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	平成 年 月 日
移送の理由	
移送先の機関	<p>(独立行政法人等又は行政機関の長)</p> <p>(連絡先) 部局課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：</p>

＜本件連絡先：個人情報保護窓口＞

愛知教育大学情報公開担当

〒448-8542 愛知県刈谷市井ヶ谷町広沢1

電話：0566-26-2189

FAX：0566-26-2110

愛教大総第 号
平成 年 月 日

(訂正請求者) 殿

国立大学法人 愛知教育大学 印

保有個人情報訂正決定等の期限の延長について(通知)

平成 年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第31条第2項の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期限	平成 年 月 日
延長の理由	

<本件連絡先:個人情報保護窓口>

愛知教育大学情報公開担当

〒448-8542 愛知県刈谷市井ヶ谷町広沢1

電話:0566-26-2189

FAX:0566-26-2110

愛教大総第 号
平成 年 月 日

(訂正請求者) 殿

国立大学法人 愛知教育大学 印

保有個人情報訂正決定等の期限の特例規定の適用について(通知)

平成 年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第32条の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
法第32条の規定(訂正決定等の期限の特例)を適用することとした理由	
訂正決定等をする期限	平成 年 月 日

<本件連絡先:個人情報保護窓口>

愛知教育大学情報公開担当

〒448-8542 愛知県刈谷市井ヶ谷町広沢1

電話:0566-26-2189

FAX:0566-26-2110

保有個人情報訂正決定通知書

愛教大総第 号
平成 年 月 日

(訂正請求者) 殿

国立大学法人 愛知教育大学 印

平成 年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報について、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第30条第1項の規定に基づき、下記のとおり訂正することとしましたので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、国立大学法人愛知教育大学に対して異議申立てをすることができます。

<本件連絡先：個人情報保護窓口>

愛知教育大学情報公開担当

〒448-8542 愛知県刈谷市井ヶ谷町広沢1

電話:0566-26-2189

FAX:0566-26-2110

愛教大総第 号
平成 年 月 日

(提供先の機関名) 殿

国立大学法人 愛知教育大学 印

提供をしている保有個人情報の訂正をする旨の決定について（通知）

（提供先の機関名）に提供している下記の保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第35条の規定により、訂正することと決定したので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等 保有個人情報を特定するための情報	（氏名，住所等）
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	（訂正内容） （訂正理由）

＜本件連絡先：個人情報保護窓口＞

愛知教育大学情報公開担当

〒448-8542 愛知県刈谷市井ヶ谷町広沢1

電話：0566-26-2189

FAX：0566-26-2110

愛教大総第 号
平成 年 月 日

(訂正請求者) 殿

国立大学法人 愛知教育大学 印

保有個人情報の訂正をしない旨の決定について(通知)

平成 年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第30条第2項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正をしないこととした理由	

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、国立大学法人愛知教育大学に対して異議申立てをすることができます。

<本件連絡先:個人情報保護窓口>

愛知教育大学情報公開担当

〒448-8542 愛知県刈谷市井ヶ谷町広沢1

電話:0566-26-2189

FAX:0566-26-2110

保有個人情報利用停止請求書

平成 年 月 日

国立大学法人 愛知教育大学 殿

〒
請求者 住 所
フリガナ
氏 名
連絡先 TEL () -

独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律(平成15年法律第59号)第37条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

記

1 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	平成 年 月 日
2 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等	<開示決定通知書:文書番号> 愛教大総第 号 <開示決定通知書:日付> 平成 年 月 日 <開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等>
3 利用停止する保有個人情報の自己の氏名 (請求者氏名と異なる場合のみ記載)	フリガナ 氏 名
4 利用停止請求の趣旨及び理由 (該当する□にシ印を付してください。)	(趣旨) <input type="checkbox"/> 第1号該当 (<input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消去) <input type="checkbox"/> 第2号該当 (提供の停止) (理由)

※ 担当者記入欄 (以下は記入不要)

担当窓口受理日	平成 年 月 日 ()	整理番号	-
利用停止決定期限	平成 年 月 日 ()	補正に要した日数	日間
利用停止等決定日	平成 年 月 日 ()		

保有個人情報利用停止請求書

平成 年 月 日

国立大学法人 愛知教育大学 殿

〒

請求者(法定代理人) 住 所

フリガナ

氏 名

連絡先 TEL () -

独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律(平成15年法律第59号)第37条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

記

1 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	平成 年 月 日
2 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等	＜開示決定通知書：文書番号＞ 愛教大総第 号 ＜開示決定通知書：日付＞ 平成 年 月 日 ＜開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等＞
3 利用停止する保有個人情報の本人の状況等 (該当する□にレ印を付してください。)	<input type="checkbox"/> 未成年者 <input type="checkbox"/> 成年被後見人 フリガナ 氏 名 生年月日 年 月 日 住 所
4 利用停止請求の趣旨及び理由 (該当する□にレ印を付してください。)	(趣旨) <input type="checkbox"/> 第1号該当(□ 利用の停止 □ 消去) <input type="checkbox"/> 第2号該当(提供の停止) (理由)

※ 担当者記入欄(以下は記入不要)

担当窓口受理日	平成 年 月 日 ()	整理番号	—
利用停止決定期限	平成 年 月 日 ()	補正に要した日数	日間
利用停止等決定日	平成 年 月 日 ()		

愛教大総第 号
平成 年 月 日

（利用停止請求者） 殿

国立大学法人 愛知教育大学 印

保有個人情報利用停止決定等の期限の延長について（通知）

平成 年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第40条第2項の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称等	
延長後の期限	平成 年 月 日
延長の理由	

<本件連絡先：個人情報保護窓口>

愛知教育大学情報公開担当

〒448-8542 愛知県刈谷市井ヶ谷町広沢1

電話：0566-26-2189

FAX：0566-26-2110

愛教大総第 号
平成 年 月 日

(利用停止請求者) 殿

国立大学法人 愛知教育大学 印

保有個人情報利用停止決定等の期限の特例規定の適用について (通知)

平成 年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律 (平成 15 年法律第 59 号) 第 41 条の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称等	
法第 41 条の規定 (利用停止 決定等の期限の特例) を適用 することとした理由	
利用停止決定等をする期限	平成 年 月 日

＜本件連絡先：個人情報保護窓口＞

愛知教育大学情報公開担当

〒448-8542 愛知県刈谷市井ヶ谷町広沢 1

電 話:0566-26-2189

F A X :0566-26-2110

保有個人情報利用停止決定通知書

愛教大総第 号
平成 年 月 日

(利用停止請求者) 殿

国立大学法人 愛知教育大学 印

平成 年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報について、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第39条第1項の規定に基づき、下記のとおり利用停止することとしましたので通知します。

記

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする内容 及び理由	(利用停止決定の内容) (利用停止の理由)

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、国立大学法人愛知教育大学に対して異議申立てをすることができます。

＜本件連絡先：個人情報保護窓口＞

愛知教育大学情報公開担当

〒448-8542 愛知県刈谷市井ヶ谷町広沢1

電話:0566-26-2189

FAX:0566-26-2110

愛教大総第 号
平成 年 月 日

(利用停止請求者) 殿

国立大学法人 愛知教育大学 印

保有個人情報の利用停止をしない旨の決定について(通知)

平成 年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第39条第2項の規定により、利用停止をしない旨の決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称等	
利用停止をしないことと した理由	

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、国立大学法人愛知教育大学に対して異議申立てをすることができます。

<本件連絡先:個人情報保護窓口>

愛知教育大学情報公開担当

〒448-8542 愛知県刈谷市井ヶ谷町広沢1

電話:0566-26-2189

FAX:0566-26-2110

諮 問 書

愛教大総第 号
平成 年 月 日

情報公開・個人情報保護審査会 殿

国立大学法人 愛知教育大学 印

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第18条の規定に基づく開示決定等について、別紙のとおり、異議申立てがあったので、同法第42条の規定により諮問します。

1 異議申立てに係る 保有個人情報の名称等	
2 異議申立てに係る 開示決定等 (開示決定等の種類) <input type="checkbox"/> 開示決定(全部) <input type="checkbox"/> 開示決定(一部) (該当不開示条項) <input type="checkbox"/> 不開示決定 (該当不開示条項)	(1) 開示決定等の日付, 記号番号 平成 年 月 日, 愛教大総第 号 (2) 開示決定等をした者 (3) 開示決定等の概要
3 異議申立て	(1) 異議申立日 平成 年 月 日 (2) 異議申立人 (3) 異議申立ての趣旨
4 諮問の理由	
5 参加人等	
6 添付書類等	① 保有個人情報開示請求書(写し) ② 保有個人情報開示決定通知書(写し) 又は保有個人情報不開示決定通知書(写し) ③ 異議申立書(写し) ④ 理由説明書 ⑤ 開示の実施を行った保有個人情報 ⑥ その他参考資料
7 諮問庁担当課, 担当者名 電話, 住所等	愛知教育大学情報公開担当 (担当者名) 〒448-8542 愛知県刈谷市井ヶ谷町広沢1 電 話:0566-26-2189 F A X:0566-26-2110

諮 問 書

愛教大総第 号
平成 年 月 日

情報公開・個人情報保護審査会 殿

国立大学法人 愛知教育大学 印

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第30条の規定に基づく訂正決定等について、別紙のとおり、異議申立てがあったので、同法第42条の規定により諮問します。

1 異議申立てに係る 保有個人情報の名称等	
2 異議申立てに係る 訂正決定等 (訂正決定等の種類) <input type="checkbox"/> 訂正決定 <input type="checkbox"/> 不訂正決定	(1) 訂正決定等の日付, 記号番号 平成 年 月 日, 愛教大総第 号 (2) 訂正決定等をした者 (3) 訂正決定等の概要
3 異議申立て	(1) 異議申立日 平成 年 月 日 (2) 異議申立人 (3) 異議申立ての趣旨
4 諮問の理由	
5 参加人等	
6 添付書類等	① 保有個人情報訂正請求書(写し) ② 保有個人情報訂正決定通知書(写し) 又は保有個人情報の訂正をしない旨の決定について(通知)(写し) ③ 異議申立書(写し) ④ 理由説明書 ⑤ その他参考資料
7 諮問庁担当課, 担当者名 電話, 住所等	愛知教育大学情報公開担当 (担当者名) 〒448-8542 愛知県刈谷市井ヶ谷町広沢1 電 話:0566-26-2189 F A X:0566-26-2110

諮 問 書

愛教大総第 号
平成 年 月 日

情報公開・個人情報保護審査会 殿

国立大学法人 愛知教育大学 印

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第39条の規定に基づく利用停止決定等について、別紙のとおり、異議申立てがあったので、同法第42条の規定により諮問します。

1 異議申立てに係る 保有個人情報の名称等	
2 異議申立てに係る 利用停止決定等 (利用停止決定等の種類) <input type="checkbox"/> 利用停止決定 <input type="checkbox"/> 不利用停止決定	(1) 利用停止決定等の日付, 記号番号 平成 年 月 日, 愛教大総第 号 (2) 利用停止決定等をした者 (3) 利用停止決定等の概要
3 異議申立て	(1) 異議申立日 平成 年 月 日 (2) 異議申立人 (3) 異議申立ての趣旨
4 諮問の理由	
5 参加人等	
6 添付書類等	① 保有個人情報利用停止請求書 (写し) ② 保有個人情報利用停止決定通知書 (写し) 又は保有個人情報の利用停止をしない旨の決定について (通知) (写し) ③ 異議申立書 (写し) ④ 理由説明書 ⑤ その他参考資料
7 諮問庁担当課, 担当者名 電話, 住所等	愛知教育大学情報公開担当 (担当者名) 〒448-8542 愛知県刈谷市井ヶ谷町広沢 1 電 話:0566-26-2189 F A X :0566-26-2110

愛教大総第 号
平成 年 月 日

(法第43条各号に掲げる異議申立人等) 様

国立大学法人 愛知教育大学 印

情報公開・個人情報保護審査会への諮問について(通知)

平成 年 月 日付けの国立大学法人愛知教育大学に対する異議申立てについて、下記のとおり情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第43条の規定により通知します。

記

1 異議申立てに係る 保有個人情報の名称等	
2 異議申立て	(1) 異議申立日 平成 年 月 日 (2) 異議申立ての趣旨
3 諮問日・諮問番号	平成 年 月 日 ・ 号

<本件連絡先:個人情報保護窓口>

愛知教育大学情報公開担当

〒448-8542 愛知県刈谷市井ヶ谷町広沢1

電話:0566-26-2189

FAX:0566-26-2110